

時の楔通信

第〆3〱号

一九八一・九

〔序〕

第〆3〱号が、かろうじて

I・時の楔通信の応用と反応

II・〔最終意見陳述〕〆からの〱出立

III・先行する判決群

という構成で出現することになった根拠や、今後の方向性については、以下を読んで判断していただくのが最もふさわしい。従って、この号の全ての内容は〔序〕であるともいえる。

一九八一年十月二十八日判決公判へ向いつつ…

時の楔通信II編集発行委員会

〔連絡先の〆一〱つII神戸市灘区赤松町一〱一〕

〔松下昇未宇〕

I. 時の楔通信の応用と反応

第〆2〱号の四四ページで、このテーマに関して、かんたんに記しておいたが、第〆2〱号の応用過程のいくつかのヴィジョンをかきとめる。

第〆2〱号の〔序〕で記したように、この号を〆神戸〱地裁の公判へ、本格的な被告人側立証の前提として提出することは重要な戦略的意味をもっていた。

一九八〇年九月一九日の公判で、その存在を予告されていた「一九七〇年三月〜四月の教養部教授会の審議経過メモ」が第〆2〱号二七〜三三ページに掲載され、この号が、十一月二六日付で（讃岐田）証人尋問に関する申立書に添付して提出された。「メモがもつ重大性を証言し、とりわけ昭和四五年四月八日の事件の背後にある驚くべき実態および公訴提起の不当性、政治性を立証する」ために。

前記のメモは表現内容についてのみならず、表現過程にも極めて重要性をもっている。まず、作成の段階から十年をへて、はじめて被告人側の武器として出現しているが、それを出現させるまでの困難さ。とりわけ筆跡の問題があるため、メモの原本よりも、その掲載パンフの方が応用しやすいし、かりに、裁判官、検察官が内容や作成過程に異議をもつ場合には、メモ作成者と同位相の教授会メンバーの証言と、大学当局が決して提出したくないテープを含む秘密資料の提出を逆に要求できる。従って原本とは、メモにとどまら

ず、掲載を媒介するこれらの関係性総体をさすのであり、その総体が原本性を帯びてくるのである。

また表現内容は前回公判で証言をうち切られた讃岐田氏（第〆2〱号三四ページ参照）の証言の持続を主張する根拠ともなり、仮装被告（団）の時間差攻撃（召喚されている坂本証人の到着がおくれている間に、讃岐田証人が在廷）によって証言の持続を獲得した。

さらに、第〆2〱号自体を最初から証拠として提出せずに、前記のように〆添付〱して郵送するという方法をとったことも見落してはならない。というのも検察側はこれまで被告人側の立証方法に恐怖し、重要な証拠申請に不同意してきたし、今回は特にその可能性が強く、その場合、裁判官はよまらずに却下するであろうと想像できたからである。もちろん被告人側は証拠として提出し切るためにも、まず実質的に裁判所にうけとらせてしまふ必要から、この方法をとったのである。この方法は成功した。

讃岐田証言開始後、被告人から第〆2〱号を証拠として提出したいと述べた時、裁判官は、あれかという笑い方を示し、本来、直ちに不同意するはずの検察官（外岡）が運命的に在廷していなかった。これは一月二八日の上原公判で竹中証人から証言の前提としてうけとり、よんでから興奮して不同意していた。一方、また第〆2〱号をみていない検察官（小浦）が、内容に興味をひかれたためもあってか、「これを示して聞くことには同意するが、意見は後日する」とのべた。このため讃岐田証言、同日に引き続いておこなわれた坂本証言、以降の竹中証言、被告人質問にも、さまざまの制約や反対をこえて応用して行く突破口が開かれたのである。

さらに、上原公判の証拠としても昭和五五年一月一八日付で、

矢野、竹中証人の証言書や、上原被告人の作成した「渦層」第一、六号や、五月三日の会通信第七、八、九、二四号、パンフ時の楔、通信第八〇V、八一V号と共に第八二V号を検察官あてに送付し、同意した上で、裁判所へ提出してほしい、と要請した。これは多様な証拠提出におびえた検察側が、証拠は全て事前に開示してほしいと要請したためである。検察官（外岡）は、次回の上原公判ではなく、被告人松下の二月二三日の公判で弁護人に全て不同意のべて返却した。そして松下の公判で前回提出され、判断が保留されていた第八二V号についても激しい調子で不同意した。法廷でその理由のべなかつた検察官（外岡）は、法廷の外で弁護人に会った時、第八二V号が採用されたら自分の地位があぶなくなる、と怖し気に首をすくめたそりである。かれにとつては、教授会審議経過メモもさることながら、「冒頭陳述」書の表現の削除問題や証人問題に關連する根底的な検察官批判（一五〇二一、二五〇二六ページ参照）から何としても逃れたかつたのであろう。

二月二三日に検察官が返却した第八二V号をふくむ表現群は、そのまま、うみをこえて二月二四日の徳島地裁（被告人Ⅱ石田光代）に出現し、松下証言に際して証言台の上の（古本）市の媒体とつた。なお、この時に証言は公訴事実の一つである路上の露店のボルノグラフィについてもふれており、押収されていた写真群が証人の要求によつて証言台の上につき上げられ、「古本」市を多彩にしていた。また、（一）公判から手を切ることができると、一九八一年春に神戸から徳島へ転任した前記の検察官外岡が、何と、この公判の担当を命ぜられ、四月二七日の判決に立ち会つていたことを付記する。かれやこの公判の当事者たちの第八二V号をふくむ表

Ⅱ空間、幻想形態を媒介していることによるだろう。とはいえ、私たちはこの方向性のみを追求しているばかりではない。それにとどまらず、 α 、 β 、 γ の往還をしいている前記の力と八〇V年の対決をしつつ、国家権力の圧力と対等な存在領域のテーマ群と対決してきたという双極変換の軸こそが重要であると考ええる。

従つて、この通信のテーマが、たんに公判の記録や、大学斗争の持続をめざしているのではなく、それを一つの媒介とした、なにかをなそうとしていることは注目していただきたい。一見かかわりのない、どのようなテーマや関係性にも交差し包圍し止揚していく過程は、たとえ十分に文字としては読者の前に出現していなくても、その渦は、私たちの八〇V年をつつみこんでいる。

続いて編集Ⅱ発行委員会は、次のような読者の反応と、私たちの見解を掲載する。これは通信の価格と内容にかかわるものであり、最初のべた通信の巡礼し応用過程と垂直に交差しつつ重要な表現論的意味をもっている。

一つは、通信をふくめて松下に關する刊行物に定価がないことへの疑問である。この疑問は、価格を設定したとしても現在の貨幣を媒介する流通形態を肯定することにならないし、発行主体が自身の観念を買い手の生活過程に拮抗させるために必要ではないか、という発想に支えられている。「松下さんたちの方法では、たとえ、千円もするなら俺はこんなモン要らないし、関わりたくもない」とあえて言つてよこす存在が視えて来ないのではないかと思つたので「す。」

これについて私たちは、前記の拮抗に至りえずに終息する危険を

現への証言はまだ持続を迫られているのだ。

一方、第八二V号は裁判所だけでなく、神戸大学構内にも登場した。一九八〇年二月一七日には、松下研究室のドアに、教授会審議経過メモの部分が入添付Vされ、大学関係者の注目と動揺は激しくなつた。管理者が直ちにはぎとるのをためらうほど、多くの読者が存在したようである。その後、年末の大そうじにかこつけて、はぎとられたけれども、研究室への巡礼者によってくりかえし入添付Vは続行している。

（前）共同被告人の、たとえは上原被告人に対しても十二月十二日に竹中証人から、上原被告人の選任した特別弁護人の西村氏を通じて、かれの意見し批評を（自主ゼミ）と交換した後という条件で上原被告人へ渡すように、とメモをそえて送られている。

時の楔通信、とくに第八二V号に出会ふ人々は、これまでのべたような問題点をくぐつてよんでほしいし、そのためにも第八二V号四四ページの記述を媒介に自らの表現を提起していただきたい。

あらためて感じることであるけれども、私たちの表現領域の抽象度についていふと、

現実過程の事件（ α ）↓公判過程（ β ）↓通信への、とくに（抄）という方法での掲載過程（ γ ）

という風に、抽象度が増えていくようにみえるけれども、同時に、 α ↓ β ↓ γ という抽象化自体が γ ↓ β ↓ α という方向への具体的突入をも果しつある α という幸運な手ごたえを、とくに第八二V号↓第八三V号について感じている。一般的事件↓記述という方向、ないし、意識内のヴィジョン↓記述という方向と、どのように異なるのであろうか。基本的には、公判という国家権力のしいてくる時

たえず検証しつつも、第八一V号の（序）でのべた位相で通信を媒介しようと考えており、基本的に広告や価格を必要とする読者を想定してはいない。「千円どころか、タダでもない、という存在と、どんなことをしても入手して△破棄Vしたり△火あぶりVにするまでよみこむ存在が、かろうじて受け手のイメージの中にみえかくれしています。」そして、このような方向性を展開する過程で、たとえば正本ドイツ語の本を正規の授業で使用するために公費で一括購入するプランや、占拠中の△ゼロックス室Vの（古本）市、西部講堂前の風の市、さらには、（自主ゼミ）を可能にしうる書店や生協書籍部などで、仮装的な定価で△販売Vする活動も実現してきたのである。一冊ごとの運動過程は把握可能であるし、公開し応用を待っている。

また、表現を、たんに読むものとしてばかりでなく、物質として扱う時の感覚の世界史的根拠についても、同志社大学、学術団論集版8「未定あるいは遠い落書」一三ページにのべているので参照していただきたい。

読者の反応のもう一つのテーマは、時の楔通信とくに第八一V号前半に關して、よく判らない、対立や分岐を別の方法で解決できないか、というものである。このテーマについてすぐれた討論素材になりうる、好村富士彦Ⅱ松下昇の往復書簡群が、五月三日の会通信の復刊を検討している野村修氏によって三一版「ドイツ語の本」問題や独文学会問題の資料群と共にパンフ化される可能性があることをのべておく。

Ⅱ. 最終意見陳述 からの出立

*一九八〇年二月二日

公判記録〔抄〕

時の横通信第A2V号三五ページに記したように神戸地裁は前回の九月一九日の公判で、讃岐田証言を終了させ、今回は坂本証言に入ると強引に決定していたので、被告人側は、一月二六日付で讃岐田証人尋問再開申立(a)、尋問範囲の拡大(b)、および(c)に対応する井沢証人の採用(c)を申し立てた。同時に今後、坂本、竹中の二証人しか採用する意向を示していない裁判所の方針を強く批判した。この申立にはその直前に誕生した通信第A2V号が添付してあり、その意味は前述した通りである。

また四名の(前)共同被告人の控訴期限である一月二五日付で上原被告人の保釈がとり消され、この事態を(一)公判参加者総体が、どのように対象化して行くか、という必死の模索の過程で二月二日の公判がはじまった。弁護人からの一月二九日付抗告申立書をうけとっている裁判所は緊張感に硬化し、仮装被告(団)は、このような状況において真に斗争の本質を展開し、あらゆる位相の△敵△を止揚する道をさぐっていた。

開廷時刻をかなり過ぎてても坂本証人は出廷せず、検察官は採用却

下を主張したけれども、被告人側は、坂本証人は交通事故の後遺症で出廷がおくれているから、前記の申立にもついでに在廷している讃岐田氏の証言を、と主張し、被告人側の気迫と戦略的優位が(a)、(b)を実現させることになる。(c)は法的には却下されたとはいえ、今後の斗争の審理過程で必ず回復し転倒されるであろうという確信と共に尋問証言が開始された。

被告人は第A2V号の二七～三三ページを示し、証人は記載されている表現の正確性を証言した。これによって昭和四五年四月八日の公訴事実のみならず、公訴提起総体の不当性が明らかになってきたといえる。

また、速記官がいなかったためもあって、書記官の要約調書になっているものをみると、次のような個所が数箇所ある。

被一教授会が崩壊するという改革案は教授会で決定したのか。

証一崩壊させる方向にもって行こうという具体的将来案を承認することを教授会が決定したわけです。

もちろん、△公開△という発音が△崩壊△と記録されているのであるが、たんに誤記というには、あまりに示唆的であり、(自主ゼミ)化され、△共斗△している書記官の表情も忘れられない。この書記官(酒井)は、開廷前に、「上原さんは、まだ収監されていませんよ。」と被告人にささやいてくれた人でもある。

讃岐田証人が、四月八日の事件について、被告人の完全な公訴棄却性を証言しているとき、坂本証人が入廷し、讃岐田証人と休憩をはさんで交代した。注目すべき証言のいくつかを公判調書から引用

しておく。(言葉づかいは正確にした。)

(昭和四四年九月一日の事件について)

(…)

被一八月三十一日夜から九月一日朝まで、どこで宿泊しましたか。

証(坂本)職業は裁判所の思いこみで? 教師となっている)

B一〇九教室で泊まり、新潟からきた教官の佐藤という人と話をしました。

(…)

被一起訴状によると被告人の言葉として、「ここで大学問題を討論したいと思うが、君達は自分と討論したいか、小林教授の授業を聞きたいか、など呼びかけるや」となっていますが、こういう言葉が発語したのですか。

証一二者択一的な言い方はしていませんでした。(…)授業をやるならどうぞ、と聞いていました。(…)自主講座は誰も拒否しないのです。

(…)

被一当日、教室の内外で印象に残ったことがありますか。

証一(…):一つは、こけし人形のような顔をした女の子が、窓の外から中をのぞいていたのを覚えてます。(…):中学生のように思いました。(…):本件の証人にも申請され今日も出廷しています。(証一鈴木そのさん)(…):

被一学生の発言で記憶しているものはありますか。

証一教室の中程にいた一年生の女子学生が、バリケードの意味を無

視して授業をやろうとする小林教官に対して、いくつか本質的な質問をのべていました。(証一岡山大学でも全く同位相の質問が提起されていたとのことである。)

(…)

検察官(小浦)は、何とかして自主講座を公訴対象にし、松下を主謀者にしよと必死の反対尋問をおこなったが、証人に「自主講座を定義して下さい。」と逆襲され、その他のイヤがらせの質問も、証人のねばりに敗北。

裁判官(荒石、石井)は、証言を基本的に信用した上で、松下の行為が威力に相当するか? どうかを計量していると思われる質問を二、三おこなった。坂本証言の内容と、被告人側の作戦の成功により、坂本証言は次回にも続行されることになる。

被告人からは七個の公訴事実のうち、昭和四六年九月七日の、B一〇九斗争に関して一人も被告人側申請証人を採用していないのは、立証趣旨を全て事実として認められたか、無罪の心証をもっているのではない限り承服しがたい、と激しく批判し、新たにB一〇九斗争の上原被告人をふくめ三人を申請した。裁判所は、ギョッとした表情で検討すると答え退廷。

*一九八〇年二月二三日

公判経過〔抄〕

この日は坂本証人が九・二二と二・一五の二つの事件について証言する準備をすすめていたが、検察官は一つのはずだと主張した。

しかし公判調書を毎回、厳密に検討している被告人側は、九・一九公判調書の微妙な記述を応用して、すなわち、証人申請に関する被告人と裁判長のやりとりの一部を強調して二つの事件の証言を認めさせることに成功した。これは、前記のやりとりを正確に記録しておいてくれた書記官（水谷）の無意識の共斗でもある。被告人側はさらに、この機会に、これまで漠然としていた竹中証人の証言範囲を四つの事件についてであることを確認させ、それとの関連で坂本証言の方向性をとらえつつ立証をおこなった。

昭和四六年九月二二日の事件について。

坂本証人は、この日、公訴事実の時間帯に被告人松下が研究室にてはなく油コブシ（註一六甲山系に突出する宇宙的巨岩。八六甲V第三章など参照）にいた^①、という重大な証言をおこない、同時に公訴事実にある研究室内の表現の行為を主体を自撃しているが、より正確には竹中証言を必要とすることも立証した。

反対尋問で検察官（外岡）は事態の重大さに、あわてふためきつつ、証人が六甲へきた意図や、表現主体と表現内容の確認を迫ったけれども、全て公訴事実を消去する方向へ質問の矢は力なく消え去ってしまった。

昭和四七年二月一五日の事件について。

この事件の背後には、権力が決して言及しないA V焼の問題があるが、坂本証人は、その意味を「卵等を媒介して、死滅した大学の幻想性を焼く行為」であり、被告人の構内立入禁止を空間的かつ生活し営業位相で突破して行く自主講座運動の試みでもあることを詳細に証言した。公訴事実に関連して

被一卵が乱れとんだことはありましたか。
証一数人の学生が逮捕されたとき、教職員らの方向に（…）運動会の玉入れのような感じで二度にわたって飛んでいました。（…）
被一被告人松下が何かを投げるような動作をしたことがありましたか。
証一いいえ、（ずっと離れた場所で）ずっとたたずんでいました。

この後、被告人は、警察官が教職員の偽証により、ためらいつつ松下を逮捕した経過について質問しようとした。また、検察側が以前に提出している岡山地裁（卵）裁判の判決文（関連する前科で有罪を補強しようとする意図で提出）を逆用して、それぞれの行為主体の誤認的把握の批判をおこなおうとした。しかし、いずれについても検察側は異議をのべ、裁判長は質問を制限した。

反対尋問は（外岡）極めて形式論理的に、また悪意をこめて、証人が被告人の行為を「終始、注目していたわけでもなかった」のではないか、逆に被告人のことが「なぜ気になって」注目していたのか、を追求し、証人へ被告人側は十分に対応し切れない面も残しつつも、争点を包括的に止揚しうる手ごたえを獲得した。

裁判官（荒石、石井）の補足質問は、被告人がB一〇八教室へ入ったことがあるか、手に紙袋をもっていったか、にしろられ、証人によって、それぞれ否定された。卵の運動と被告人の関連について質問がなかった意味は何であろうか。

証言終了後、一月一七日付で弁護人を通じて提出されていた^②

八九・七Vの三証人についての立証趣旨補充書が審理された。重要なことは、

浜本多恵子（岡山市絵図町一―三葵荘4号室・片山恵子方）については、当日の大学側によるリンチ行為を撮影した写真が、

中尾麻里子（京都市左京区吉田二本松町 京大教養部A号館三階ドイツ語ゼロックス室内）については、当日の日付をもつ被告人のピラ、八一〇九V哲学補講の永続的な転倒をノ（註一五月三日の会通信第九号に転載）が、

上原孝仁（保釈取消中）については、九・八付でかれが作成したピラ、AB一〇九Vは永続的に問いつづけるであろうが、

それぞれ添付してあることで、これらの表現は、公判にかかわる全ての人の（審理）の不可欠の素材になる価値がある。なぜ、いま、この三人がとりわけ八九・七Vについて最低限必要な証人か、なぜ、それぞれの居住空間の記載が、このように変化の過程にあるか、の問いと共に。

裁判官は、すぐには決定をしなかったが、これは前回公判以来の被告人の批判と、前記の添付表現などの重要性に、いや応なしに気付かされ、すでに全て却下したはずの八九・七V証人について再考せざるを得なくなったことを示している。上原被告人は、この日も未収監。

被告人松下は、この日の公判の位相の根拠を応用するために、召喚状が出ていなくても出廷したであろう一月二四日の実刑判決の可能性のある徳島地裁の公判（被告人石田光代）へ出立し証言をおこなった。

*一九八一年二月四日 〔公判経過〔抄〕〕

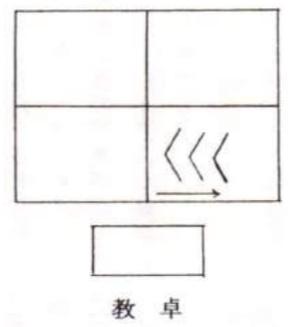
この日は午前中に上原被告人に対する判決公判が予定されていたが、仮装被告（団）は、一月二七日に収監された上原被告人や西村特別弁護人との（自主ゼミ）を追求する一方、裁判官に対する弁護人名の忌避申立書を二月三日に提出した。この忌避は却下され、上原被告人が退廷させられた法廷で判決が宣告されたが、前記の忌避申立書には、上原公判で証人として採用されながら、その後で採用をとり消された竹中証人の（証言）書が添付されている。忌避申立に添付された表現が高裁での審理にむかう段階で同時に松下被告人の公判で竹中証人が証言を開始している意味は重要であり、権力がいかに申立群を却下し続けようとも、位相的構造にそれを突破し続ける仮装被告（団）の力量を示しているといえよう。この表現は二・二〇の高裁棄却決定後、二・二六付の特別抗告により最高裁へ巡礼しているが、現在まで決定は宙吊りであり、上原公判の判決可能性を象徴している。

昭和四五年一月八日の事件について

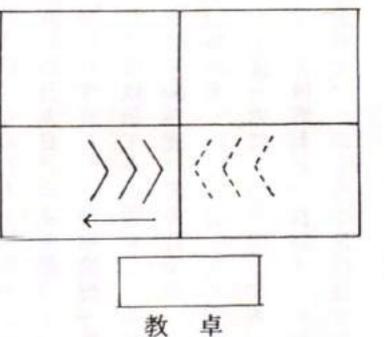
竹中証人は、当日のB一〇八教室の自主講座で、被告人の表現であるA六甲VやA包圍V（註一A V委員会によるパンフが証拠として提出されたが、不同意却下）が討論の素材になり、一方、教養部広報第三〇号一五四ページにも掲載されている、一九六九年八月のAバリエードの表現Vにある「いま自分にとって最もあまい

な、ふれたくないテーマを（註一松下昇表現集では「を」が「と」
 になつてゐるが校正ミスである。）斗争の最も根底的なスローガン
 と結合せよ。そこにこそ、私たちの生死をかける状況がうまれて
 くるはずだ。 という部分の朗読があつたこと、一九七〇年一月三
 日付のビラ八なにかへのあいさつも、その後配布されて
 いたこと（註一これも松下昇表現集からのコピーが証拠として提出
 され、五・二九公判で採用）をのべ、本件が検察側の把握をはるか
 に越える表現の状況の尖端で再把握されるべき必然性を明らかにし
 た。

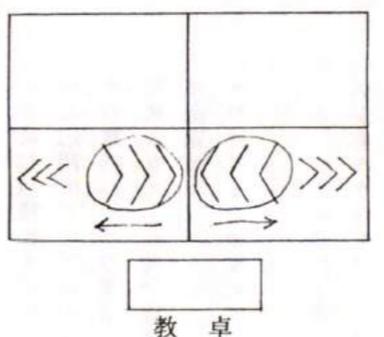
このようなテーマとの関連で、当日、B一〇八教室の黒板に添付
 されていた多くの政治集会のステッカーを、添付した人自身がとり
 去りたいと提案し、松下と、カッコさんとよばれていた女性が研究
 室から清掃用具をもってきたことがのべられた。
 （註一この二人はバリケード期間中から、恒常的にバリケード内の
 へそうじVをしていたのである。）
 この二人と証人が、ストップであたためた水に雑布をぬらし、黒
 板をふいた時、その動作はへ無V意識のうちに、横がきのへVを
 表現していた。



証人作成の図①
 森川が、ぞうきんでふいた
 時の軌跡。矢印は出現の順
 序を示す。



証人作成の図②
 松下が、ぞうきんでふい
 た時の軌跡。
 点線は①の軌跡が乾いて
 消えつつあること、矢印
 は出現の順序を示す。



証人作成の図③
 松下、森川および証人が
 ①、②の直後に水の
 へVを論じつつ、ぞ
 うきんでふいた時の軌跡。

読者は、ここで、ぜひとも通信第八一V号四二ページ、四四べ
 ジの検察側証人の作成した図と比較していただきたい。この場合に
 は被告人は白ペンキでかいていた。とされているのである。
 被（松下）へ水でふく動作は、単にステッカーを消すためですか。

それともへVについて論じるためですか。
 証（竹中）へはじめは消すためですが（…）黒板にこういうふ
 うな（水の）痕跡ができ、図②の右側の痕跡が消えそうになつた
 段階で松下さんが確かへVが巡礼するといふふうにいわれたこ
 とがあつて…。

すなわち、水によるへV論の作業が、B棟二階トイレの前の窓
 から八目撃Vした明石、岩田の二証人によって器物損壊の公訴事実
 に仮装させられていく過程が立証されたのである。明石、岩田の二
 証人は自らの意志では、この過程に、ここまで深く参加しえなかつ
 たであろう。それをさせたのは、大学当局へ検察当局のへVに象
 徴される松下らの表現行為に対する恐怖と憎悪、かつ処分へ追放を
 意図した政治性である。そして、この企ての媒介になるのが、加地
 証人が本件当日に撮影したと称する写真三枚（証拠として採用済み。
 異議は棄却）である。

この写真は、黒板の右下の部分に六重のへVを示しており、起
 訴状の「く」の字形一二個に対応する。（教養部広報第二二号六八
 ページ参照）

竹中証人は、公訴事実の時間帯には、この表現は存在せず、翌
 一月九日朝に発見したと証言している。ここで加地証言の「撮影は
 一月八日夕方」（第八一V号四六ページ参照）と矛盾してくるが、
 この日の法廷で、この矛盾は一挙に解決された。加地の撮影した写
 真によると、黒板右上の部分に、チョークで「経済史休講 一・一
 二戸上」とよみとれる文字が記されており、これは、あらゆる必然
 性から一月一二日の授業の直前に戸上教官が自分で記したことを示

している。撮影は一月一二日以後であり、加地証人の偽証は、この
 点についてのみならず、公訴事実全体について致命傷となつてしま
 ったのである。

昭和四五年四月八日の事件について。

竹中証人は被告人松下が、A棟一階のすわりこみ集団に退去命令
 が出たとされる時刻以後にも研究室にいて、教授会審議経過メモの
 教授会における応用について他の教授会メンバーと電話で話をし
 いたこと、その電話の相手の要請によって教授会に出席するため
 四階から一階におりてきた時、直後に導入された機動隊の第二小隊
 によってへ誤認逮捕Vされたこと（第一小隊は、事態をより正確に
 把握していたので松下の逮捕に反対し、へ内ゲバVがあつた）など
 を証言した。

ここには、あらゆる関係性が重層へ交差しており、たとえ形式上
 の逮捕へ起訴があろうとも、それ自体が、そのような圧殺過程を自
 己否定する契機をはらんでしまふことが暗示されている。

被告人は、このことを権力の文書によつても立証するために、昭
 和四五年四月九日、兵庫県警察本部警備部特別機動隊、司法巡查、
 桜田昭教の作成した「検査状況一覧表」のうつけしを提出しようとし
 た。ここには松下が「番号三、氏名不詳、二一才位の男、逮捕者、
 当隊勤務司法巡查、波多野幸範」と明記されており、逮捕時刻も他
 の四〇名が全て四月八日一五時五九分から一六時〇分であるのに対
 して「午後一六時一〇分頃」である。

著くなった検察側は、次回までに検討するといつて持ち帰つたが、
 次回公判で、この文書の正確性を否定しえないまま、不同意と答え

たのである。これで勝負はついたも同然ではないか。
なお、この「検挙状況一覧表」は検察側が決して閲覧させたりしない文書であったが、数年前の検察官交代の時期の伝達系統の乱れを応用して松下が閲覧し贋写しておいたものである。

裁判官三名の補充質問の後で、竹中証人は、あと二つの事件について次回に証言を続行することになった。前年一月十七日付で弁護人から申請している八九・七Vの三名について、裁判長は特に決定はしないまま浜本証人の立証趣旨について質問したので、被告人は、その医学的・身体的・情况的の重要性と、一人ではなく三人で八一Vのテーマを包括的に立証しうる必要性を強調した。

裁判官は判断を保留したまま、あと一、二回の証言の後、五月二十九日に被告人質問を終了し、六月二四日に論告を予定する、とのべて閉廷。

なお、この日から被告人の強い要請で速記官が在廷することになり、記録の正確性が増加した。また、幼い子どもたちを育てている竹中証人の数回にわたる出廷（昨年からの上原公判への出廷をふくむとその倍）のためには、子どもたちと共に生活しうる（自主ゼミ）参加者を必要とし、一九七九年四月勾留と同位相のテーマの、より7次の応用が不可欠となった。

f、証人と一しょに研究室へ入った女性が壁に、六甲空間は世界を包囲する、と表現した。日付はその時はかいていない。
証人も油コブシがみえる窓の下に、タンポポの綿毛をマジックで表現した。

昭和四七年二月一五日の事件について。

これも坂本証言に加えて竹中証言は次の点を開示した。

a、当時の神戸大学の無期限ストのスローガンの一つ、授業料値上げ阻止し納入拒否は、授業そのものの拒否に、どのような自己史の対象化を通じてかかわるか、という点で、証人のテーマと深くかかわっていた。

b、八一V焼うり場は、前記のテーマを追求するバリケードの原点であり、大学当局の恐怖と憎悪を集めていた。

c、八一V広場はデモ隊に占拠され、機動隊が期末試験防衛リスト破壊のために導入される気配があった。証人は研究室の中から紙飛行機をもって屋上から下へとばそりとした。

d、松下まや、松下未宇、およびその友達を作った、その紙飛行機を下へとばしたとき、八一V広場の掲示板へ歩いている松下の足許に教機がおち、松下はそれを拾って、さらにとばした。それはデモ隊と機動隊の衝突の時間帯でもある。

e、この衝突の際に出現した多くの卵の一部がB一〇八教室のドア付近にいた教官にも命中したらしく、かれらは、その責任を松下に集約して、偽りの通報を警官におこない逮捕させた。（註1証人は八一V広場の略図を作成し、公訴事実にある行為が位置関係から一不可能であることを示した。）

*一九八一年三月二一日 ――公判経過〔抄〕

昭和四六年九月二二日の事件について。

すでに坂本証言で被告人は公訴事実の時II空間、公訴されりる行為と八一V関係であることが立証されていたが、竹中証人により、さらに次の点が明らかにされた。

a、当日、午前中に森川佳津子と会い、一九七一年六月一六日の南山大学斗争と公判や、森川さんの公判の、それぞれのかかえる分離のテーマについて語り合うつもりで六甲へきた。

b、森川さんとは殆んど言葉を交すことはなかったが、正午から油コブシで仮装被告団会議があることをきき、また、松下研究室のカギをうけとったので、研究室を経由して油コブシへ行き、帰りにも研究室へ立ち寄った。

c、研究室の外側の表現が出現するところを目撃しているが、検察側が十月五日に撮影した写真では二、三カ所の訂正と変形がある。（註1自主講座への八一V対者によるもの）

d、午後二時頃に油コブシへ、もう一人の女性と到着し、正午からいる松下らと話をした。松下は、この場所が八一Vや八一V包囲Vを表現した場所の一つであり、一九七〇年五月に逮捕令状が出た時の潜伏場所の一つでもあると語った。

e、その後、研究室へ向かい、研究室横の屋上に記された巨大な、幻想的拠点、という文字のそばに立っている上原^{カミ}、松下の筆跡を仮装しりる人の複素数性について聞いた。

f、被告人側が提出した写真（不同意し却下）にうつっている小型宇宙船位の巨大な卵は松下の八一V誤認逮捕Vを知っている人たちが、直後から作成を開始し、B一〇八教室の前においてあったものである。（註1教週間後に、油コブシ方向の丘陵の斜面にワープしているのが確認された。移動の経路は不明。）

検察官（外岡）は、公訴事実群の解体に大恐慌をきたし、具体的

反問は準備不足で次回以降にしかできない焦りのためにも、証言の信用性の減殺のみを意図してイヤガラセ質問をくりかえした。

例II証言してほしいと被告人から依頼された年月日、場所、言葉は？ 現在の仕事や収入は？ 神戸大学へきた全ての年月日は？

時刻や交通機関は？ 大学内の様子は？

被告人や弁護人は、その不当性を批判し、証人も基本的には相手のペースにまきこまれることはなかったとはいえ、このような八一V快な相手と、いかにたたかうかというテーマも私たちにとって持続的な課題である。

被告人側は前記の写真の他に、昭和四七年二月三日付の毎日新聞（八一V焼の大学斗争における意味を紹介）と七月九日付の朝日新聞と神戸新聞（いずれも七月八日の公判I松下と二月一五日の同一時刻、場所逮捕し起訴された五名に関するもの）で、この公判と松下の併合請求がなされ、これをめぐる対立の過程で傍聴席の一人が監置五日の制裁をうけたことを報道）を、あらかじめ検察官へ送り、同意を要請しておいたにもかかわらず、検察官（外岡）は法廷で不同意した上、そのまま持ち帰ってしまった。この事態を転倒し

応用するために、仮装被告(団)は、この経過を三月一五日に付て裁判所に文書提出しつつ、同位相の文書を添付し、その総体を公判調書に併合させることに成功した。

八九・七Vの三証人の採用について三月一日の公判でも、被告人側が強く要請したのに対し、裁判長は「以前に却下したはず」と、持続的出廷者が啞然とするような発言をし、今後いくら申請を続けると却下するという気配をみせつつ「証拠調請求書を(形式上の、却下の前段階手続として)出してほしい」とのべて閉廷した。裁判官の発想では、どうせ次回三・二七公判は竹中証人への反対尋問で全部の時間を要するだろうし、次々回五・一は被告人質問の予定と二・四に記録しているから、この時間枠で挟撃して、八九・七V証人は一人も採用しなくてすむだろうと想定していたと八想定Vでできる。竹中証人が子どもの世話などで出廷しない時は、三・二七に被告人質問に入る、とさえ裁判長は発言した。裁判所がこれほどまでに判断を固定している背後には、前年一月一日付で松下の(前)共同被告人の松本、今田に有罪の判決を下していること、もう一人の(前)共同被告人の古川についての(他の部に係属する)有罪判決が検察官から提出されていること、検察側証拠写真の窓枠にうつっている松下の姿に圧倒されていること、などがあるだろう。このような固定し予断を粉砕していくことは、たんに裁判所権力に対してのみならず、八神戸V大学斗争、とりわけ八一〇九V斗争にかかわり、判決をうけたものたちの示している八十V年間の深い分岐と拡散を対象化し、斗争の本質を飛翔させるためにこそ必要であった。あえていえば、有罪判決に対して自ら控訴せず、その根拠も開示

の文書による請求としては昨年七月八日付、七月一日付、一二月一七日付に続く四回目であったが、口頭では前年一二月二日、二三日、二月四日、三月一日の各公判で要求していたから総体的には八回目)をうけとった裁判官は、不同意を求めて検察官(小浦)の意見をきいた。この時には検察官(外岡)はおらず、何と徳島地検へ転任ということがあつて判つたが、そのためあつてか検察官(小浦)は「然るべく」と答えたので、結局採用されることになった。あとの二人は不同意で却下、被告人の異議申立も棄却。

昭和四十六年九月七日の事件について。

主尋問に対して浜本多恵子証人(職業は医師)店員)は、次の事実性を中心に証言した。

a、神戸大学にきた理由のうち一番大きいものは、その年に徳島大学の山本光代さんの処分があり、同時に今井勝行という人の結婚と留学があつたこと。

b、当日朝、まずB一〇八教室の方へ行き数人の男女をみかけたが、気分が悪く机に伏せていたので話はしていない。シュラフでねていた女性(註一中尾証人)は、その年の六月に名古屋で会つたことがある。

c、外の八V広場で異様な気配がするので出てみると、清水早子さんと被告人松下がB一〇九教室ドア付近で教職員から激しい身体的暴行をうけていた。

d、多数の教職員は松下を教室から遠ざけるのでなく、引きずりこもりとしていた。すでに警察官も正門付近で待機していた。

e、証人は何か武器Vをと思つて一たんB一〇八教室にもどり、

しなかった(前)共同被告人たち、控訴したとしても上原被告人のように自らの訴事実からは控訴性の斗争である八九・七Vについての証言や、その根拠をなす名古屋高裁での証言を拒否したままのものは、斗争の有罪性に加担するのみならず、八九・七V以降の特別抗告性の公訴事実八九・二二V八二・一五Vと格闘し、二・四忌避を提出してきた仮装被告(団)を存在的に断罪してしまふことになる。いや、それによって同時に自らの控訴の根拠を失い、真の(審問)法廷を出現させえないまま、大学斗争以前の生活し存在へ、なだれ落ちつつあることが重要なのだが…。

このようなテーマ群との対決が、権力的な業務としての公判の制約の中でしいられていたのであり、仮装被告(団)は全力をあげて三・二七を準備した。

*一九八一年三月二七日

公判経過(抄)

この日は、裁判所の審理予定では竹中証人への反対尋問のみで終了することになっていたが、直前に証人から弁護士へ、子どもの用件で、出廷がおくれる、と電話があり、開廷直後に弁護士、被告人から、竹中証人が出廷するまで一〇九斗争に関する三証人の総体的採用の方向で、まず、徳島から、うみをこえて出廷している浜本証人の証言を認めてほしい、と要求した。この段階では在廷しているのは浜本証人のみで、中尾証人は出廷の途中にあり、上原証人からは証言について可視的な意志表示はなかった。

弁護士からの三月二七日付の証拠調請求書(八九・七Vについて

又でてきた時B一〇八教室の東側の窓付近で負傷している松下を目撃した。(註一松下は公判当日にも頭部、せき髄に八十V年性の激痛があつた。)

f、松下は「ピラなどを投げこむ」、「怒号する」などの行為は身体的に不可能なまま窓枠にすわる状態にあり、直後に逮捕された。g、数名の逮捕者は、それぞれ異なつた場所と異なつた情況把握で逮捕された。後でみた、それぞれの人の作成したピラをよく読んで更にはつきりしたのであるが、逮捕のされ方は斗争の最終形態は何かという問いの象徴でもあつた。(註一松下のピラが証拠として採用された。他の三枚は、すでに判決の出た公判で採用されていた。)

h、とくに松下の位置は星雲状のテーマ群に馬のりになっているように存在していた。

弁護士(河原)が不当逮捕性を強調する質問をおこなつたのち、検察官(小浦)は次のような反対尋問をおこない、無能ぶりをさらけ出した。

(…)

検一今井さんとあなたとは恋愛関係にあつたということですか。証一それは私一人で証言することは不可能で、今井勝行と私とがここで共同して証言すべきことですから。(註一検察官は神戸大学へきた理由を斗争のため、といわせたので、その後もわざと「失恋」とか「憂さ晴らし」という言葉を乱発して証人を挑発しようとしたが、これは松江地裁の公判のテーマの重要性を把握しえていない検察官の手に余る対象であり、勢いづいた証人から「ナン

ボでもきいて下さいよ」と応戦されて、自己ケンオに陥ったのか、尋問を放棄した。)

(…)

検一(B一〇八で証人が会った)この女性だけが素面しよまへでねていたというのを強調する理由は何ですか。それとも法廷を茶化しとんですか。

証一は? (…)(註一何のことか判らない様子) ああ、素面しよまへときこえたのですか、シユラフ、寝袋にねてたということですか。

(註一ここで、裁判長が知ったかぶりの表情で、「しらふというのは「白布」とかくのですよ、と検察官に説明したので満場大笑。被告人は立ち上って Schlatzack の略だとドイツ語の自主ゼミをおこなったが、裁判官の発言以下は、裁判所の権威? を保つために速記録から削除されている。)

(…)

検一松下氏が乱暴されている時にね、そのラーメンか何かの丼を持って見ていた女性の(…)そのラーメンの鉢の中には食べ残しの汁とか具とかいりのが入っておったんですか。(註一証人より先にB一〇八からとび出して行った女性のことで検察側の証拠写真にも映っている。)

証一そんなに沢山はいつていなかったですけど底のほうには残ってたんじゃないかと思うんですね。なんでかと言うとすっかり水平に保ってましたから。

(…)

裁判長(荒石)一検察官もう反対尋問適切にやりましょう。そんなん関係ありませんが。

れた。検察官(小浦)は、上役から渡されている膨大なメモを片手に質問したので、さっきのような失敗はなかったが、悪質な誤導尋問や、いいがかり的発問が目立ち、被告人は何度か異議をのべた。例として、

検一雑布でかいた「く」の字形は結局何個ということになるんですか。(…)お湯でなぞった「く」の字形は全部で一二個、ということになりませんか。(…)森川さんと松下さんのかいた「く」の字を一たんきれいに消して、そのあとに三人で「く」の字をかいたのかということですか。

被一異議があります。水でかいたから自然に消えて、という証言しかしてありません。

検察側の尋問のひどさ(註一前例の他に、証人の思考し沈黙の数瞬を意図的に攻撃して心理的動揺を与える。)は、自らの公訴を解体するようなテーマ(例として、教授会審議経過メモや、誤認逮捕)に決してふれずに逃亡しつつ、証言の信用性を崩そうとする権力性からきていると同時に、個々の検察官の資質や疎外感の表出としてもきているであろう。この振幅の総体と真に対決する力を仮装被告(団)の各人がさらにもつ必要がある、と感じる数十分がすぎ、二つの事件(一・八と四・八)について終了したところで被告人から休憩を要求した。

休憩中に医師でもある浜本証人が検察官と(自主ゼミ)をおこなう、竹中証人の身体の具合がわるいので、あと二つの事件(九・二と二・一五)については次回にできないか、という、力不足を痛感していたらしい検察官は、わたり舟といった感じで、弁護人

検一(ムツとして)(…) 異議があります。

(…) 合議して頂きたいんですが。(註一かれは興奮して大演説をぶった。要旨は、松下への乱暴は制止が必要ではない程度のものだということと食器によって立証するというのである。)

被一異議を却下します。(満場が気の毒そうに検察官をみる。笑いすぎたからでもある。)

(…)

裁判長が補充質問で証人の職業のし性などをたずねた後、被告人は再主尋問で、証人がB一〇八にもどっている隙間のB一〇九に松下を目撃しているのは在廷している中尾証人であることを明らかにし、浜本証言前の却下決定をとりけすように裁判官に要求したが、却下。異議申立も棄却。

浜本証人の未証言領域、中尾、上原証人の証言予定領域は(一)公判の仮装被告(団)総体にとつての拡がりし深化のために不可欠であるにもかかわらず、それ故にこそ結審をいそぐ裁判所の強硬な抑圧に今後さらされることになる。しかし、法的な抑圧に対し、同時にそれをこえて仮装被告(団)の(審理)は続いていく。この日の公判回数は裁判所の数え方では第一〇九回であったこと、閉廷後に被告人と証人は、松下未字の眠る(B一〇九)斜面(註一)八墓地Vの番号がA教室Vの番号と対応し、共闘している)に巡礼しヒマワリの種子をまいたことを付記する。

浜本証言終了後、廷吏が法廷の外に竹中証人がきていることを告げ、弁護人がよびに行つて四つの事件について反対尋問がおこなわ

から裁判所へそう申し出るなら、こちらはそれでよい、とのべた。このようにして裁判所の審理ベースは大きく乱れ、竹中証言は五月へと連続して行く。

これまでの被告人側証言によつて公訴事実群は完全に解体されているが、おそらく裁判官や検察官が決して気付こうとしないテーマとの格闘がこの数カ月、八十V年性の重さで続いていた。その一つは、証言過程は、たんに公訴事実を解体するのみならず、一つの発語、沈黙、呼吸をふくめて、大学斗争の総括と飛翔をめざす、全く独自の現在形の斗争として包括的に実現されている、ということである。

△ Vという表現し行為にしても、その意味を権力に説明してやるとか、無罪を主張するのではなく、その表現し行為の出現を必然化せしめた世界的根拠(α)、への複素数性の仮装的日本質的かわり(β)を、権力のみならずあらゆる幻想領域の矛盾の転倒(γ)の過程で表現し行為しなすこと、それにより全ての参加者がこの表現し行為の現在の参加者としての自覚に至りつくことが仮装被告(団)ないし仮装証言者(団)の方針なのである。この方針は、すでに完成されたものの応用というよりは、一瞬ごとに訪れる困難さの中で、自己し世界の欠損し不十分さと相互批判的に格闘しつつ実践されてきた。ここに記さない全ての問題点や事実は、共闘の度合によつて関係性そのものから開示されてくるであろうことも付け加えておく。

＊一九八一年五月一日

～公判経過(抄)～

午後一時の開廷時刻がすぎても竹中証人が出廷しないので、裁判所は二時まで待ってこなければ、証人採用をとりつけて被告人質問に入る、と云って開廷しなかった。この出廷のおくれは必ずしも、これまでのような育児の条件や戦術的配慮によるものでなく、証人採用却下の危険性をもっていたので前回の経過(抄)の最後のごとくのこととの関連での対象化が必要であろう。

四〇分おくれで開廷直後、弁護人と被告人は、これまで却下され続けている証人群の包括的水準で作成された、中尾麻里子気付(自主ゼミ)実行委員会の(証言)書を証拠として提出しようとした。(中尾証人は在廷)

この(証言)書は(自主ゼミ)による提起や公判把握に卑小な反撥を示す法的被告人や、映画出演を契機に大学斗争を風化し解消させようとする元教官をふくむ抑圧者たちを視野に入れつつ、八九・七〇の八神戸V大学斗争における決定的な意味(註一(前)共同被告人たちが想定しているような最終的形態の斗争ということではない)や、被告人松下の身付的行為(に視えるもの)の本質を明らかにしようとするものであった。

検察側の不同意による却下決定の瞬間に、証人は法的拘束し制裁をひき出しかねない、ある表現し行為を準備していたのであるが、一瞬の(自主ゼミ)の後で、仮装被告(団)～仮装証言者(団)は、その出現が必要になるとしても、その時期を竹中証言終了後にワー

ブさせる確認をした。開廷時刻をすぎても準備(本質的審問への準備をふくむ)に没頭していた竹中証人が反対尋問を全てくりぬけ、立証性を完結するのに共斗する配慮からも。

主任検察官(西村)が何とかして有罪の方向へ引きもどそうと、かなり綿密な事実性について質問をおこなった。特に、

昭和四五年四月八日の事件について。
被告人は、すわりこんでいる学生とスクラムをくんでいたのではないか?

会議室への「通行可能な」広さは? (図をかかせる)

昭和四六年九月二二日の事件について。
証人がかいたという、タンポポの綿毛はどこにあるか? (写真をみせるが、机のむこう側で写っていないため残念そう。)

もう一人が、六甲空間は世界を包囲する、とかいた時の用具と時間とは?

昭和四七年一月一五日の事件について。

気象台に照合したところ(ノ)、当日の午前中は無風ではなかったようだが、証人の投げた紙飛行機は本当に真下にいる八V広場の松下の方へ垂直にとんだのか?

証人は近視なのに白い紙飛行機と白い卵の区別がついたのか?
被告人は学期末試験を妨害する意図をもっていただけではないか?
昭和四五年一月八日の事件について。(小浦)

十年以上も前の黒板の文字を正確に記憶しているのはなぜか?
証言した事件群について被告人の無実を知っていたのなら、なぜ事件直後に警察や検察へ申し出なかったか?(ノ)

という点についての質問が印象的であったが証人は全てについて反対尋問の意図を粉砕した。あきらめ切れない検察側は、「被告人が卵を投げていないことを証人が知っていることを被告人はいつ知ったのか?」に象徴される、極めて形式論理的な、しかし仮装被告

(団)～仮装証言者(団)の本質に逆方向から迫る質問をくりかえした。これに対して被告人は異議をのべ「本件の八現場Vで確認したことを法廷で再確認しているものであり、現場の主体は将来それが裁判の対象になるとは八夢Vにも思わずに全存在領域でふるまっているのであり、それを現在の審理過程での追いつめられ方から逆規定して部分的、形式的な質問をするのは誤りである。」と批判した。

検察官は自分の基盤がくずれ去るのを感じてか「(反対尋問を)終了します。」と一言のべて着席。

被告人が、再主尋問をやりたいが、その前に証人が疲れているから休憩を、と裁判官に要請すると、検察官(小浦)は、あわてて立ち上り、「いや、休憩すると外で自主講座をやるから、このままやっ

てほしい」と異議をのべたので法廷に笑いがみちた。この笑いは検察側が「自主講座」とか「油コブシの仮装被告団会議」とか「八V焼き」八V広場」とかの言葉を、すでに世界に公認された言語であるかのように思いこんで用いてしまっていることの集約的表現

であると感じるおかしさからもきていたであろう。

被告人側は自主講座を「外で」のみならず、中でも、どこでも十分に展開しうることを立証し、竹中証言の画期的な革命性を深化させた。また、被告人の無罪(公訴棄却性)について、今は、証人のみが可視的にのべているが、本来、無数の共斗者が証言しうること、

証言が不可能にさらされている困難さを各人が国家の上限から存在

の深淵に至るあらゆる領域で自らとらえ止揚していくことの必要性も明らかになった。

竹中証人が持続的に証言してきた根拠について最後に証言した言葉掲載しておく。

「それは八Vの意味にも関連するんですけども、大学斗争の過程で追求されてきた存在の根拠の変革というか、そういうテーマの世界史性に持続的にかかわっていきたいということがありますし、その過程で、生命としてのこの世界に出現することさえいままで消滅させられている無数の存在とか、死亡したり生誕する幼い存在のために共斗していきたいということがありました。」

休憩後に再開された法廷で裁判長が「では被告人質問に入る」と発言したとき、被告人は逆に、これまで何回くりかえされた中尾証人却下の理由を裁判官と検察官に逆に質問した。数瞬の動揺的沈黙

のち、理由をのべないまま却下した裁判官に対し、ある方向から(忌避)性の(卵)が出現する可能性があった。少くとも竹中証言終了前には、その可能性を想定して全ての事態への対応が準備されていた。(忌避)も(卵)も、しかし事実経過としては出現しなかつたのはなぜか? 一つには拘束し制裁の場合は以後の審理を判決

に至るまで全て宙吊りにする覚悟でいる被告人の位相が、休憩前までは十分に各人によって対象化されていないことが自覚されたため

である。もう一つは、七十年代に、いくつかの公判で出現した(卵)に関する事件の記録がこの公判で提出され、さきほどの反対尋問でも執拗に被告人と卵の関連づけがおこなわれた直後に、もし可視的

な卵が出現させるならば、それは迫っている被告人の有罪論告に加

速度を与えかねない^②、という可能性が竹中証言の過程で明らかになつたからである。

もちろん、あらゆる裁判や有罪性を仮装被告(団)のだれも怖れていないとはいえず、それを現実的にひき出す過程に対応するテーマ群が、それなしにひき出しつつある過程に対応するテーマ群の未字性に及ばないのではないか、という手ごたえがあった。いいかえると、いまなしうる(一卵)出現行為の(忌避)性を、これからの公判過程でより(一卵)的に追求するためにこそ、可視的法廷では……したのである。

その直後に被告人は次のような趣旨の発言をした。法廷は何かの気配を感じて静まりかえっていた。

「被告人質問の前に、その前提としてのべたい。法廷そのものがどのように展開するにしてもいろいろな可能性の法廷をくぐりつつ、その切断面のみが事実性として残っていく。私たちのなにかへの不十分さによつても。これは証人の証言予定の八九・七事件の背後の眼にみえない所で流されている(一卵)についてもいえるし、それを審理しえない法廷の裁判性にもかかわっている。私はこれから被告人質問を受けるが、先ほどの却下決定から直ちにここへ移行しているのではないこと、ある重大な審理を一周して、ここにいることを、この機会にのべておきたい。」公判調書では、この発言は、もつと脈絡がなく、ととのわぬ形でなされており、これは被告人の表現の根拠が情況に存在の困難さに対処するにはまだまだ非力であることの喩でもあることを、この通信でのべておきたい。

被告人質問の開始に際して被告人席から証人席へ巡礼した松下は、二つの重要なことに気付いた。被告人の証言のみは宣誓が必要でな

く、真実をのべなくてよいことと、証言拒否や沈黙が許容されていることである。法の、この逆倒した構造とたたかっていたことの無気味さ、意識の上では了解し、あらゆる方法でたたかっていたつもりであったが、あらためて未踏の領域にふれる一瞬でもあった。

弁護人からの被告人に対する質問メモは、仮装被告(団)によつて作成されていたが、この日には、個々の具体的な事実についての反論ではなく公訴提起自体の不当性を立証することに重点がおかれた。その際、斗争の前史(斗争)に対する圧殺として七つの起訴の批判という時間順をとらなかつた。この(一時間)把握は次のような意味をもつ。

前記の矢印は被告人にとってはともかく、権力にとっては無視可能な方向性であり、七つの公訴事実を発生時間順に把握することは自然時間の中で事件が累積して行くという感覚を補強させてしまふ。従つて、前記の矢印の方向に必然的に媒介される、権力も反権力も無視しえない起訴状という媒体の構造のうち、七個の事件(七個)前からも後からも四番目の成立不可能性へまず突入し占拠し(註)この日に被告人は、はじめて(一時間)されたのであつて、公訴事実の時間順に逮捕されたのではない。(一時間)そのブラックホール性から全公訴事実の出現する(一時間)の根拠を解体するという方向性をとつたのである。(以下要約)

さいしよの逮捕が(一時間)であることは、すでに竹中証言や検挙状況一覽表で明らかであつたが、さらに被告人によつて警察、検察が、その責任を逃れるために、その段階で処分策動をしていた大学と(一時間)共謀し、時間を逆行し、斗争圧殺を積分しつつ、身柄拘束し起訴が出現したという過程が立証された。この一枚目の昭和四五年

五月二三日付の起訴状(五月三日の会通信第一号にコピー添付)において、昭和四五年四月八日の事件のみならず、(一時間)事件(一時間)當時には全く捜査の対象にならなかつた昭和四四年九月一日、一二月三日の行動が併合的に起訴されており、その後、処分理由になつている点は重要である。

また(一時間)誤認(一時間)逮捕の後に政治的に出された逮捕令状の日付である五月四日は、授業開始の日であると共に、教授会が評議会へ処分について報告と提案をした日付でもある。次に要約しがたい箇所を掲載する。

「弁護人(河原)……」四月八日に現行犯逮捕されてすぐ釈放になつて、ところが更に五月四日に再び逮捕令状が出て、五月八日ですか、逮捕(註)……(一時間)広場で(一時間)されたわけですね。被告人(松下)……はい。

被(一時間)は、その年の二月二日(註)……(一時間)情況への発言(一時間)一年(一時間)に私の長男(註)……(一時間)未字(一時間)が誕生していましたが、狭いアパートで非常に苦しい生活(一時間)を(一時間)続けていたわけですが、その生後二、三カ月の幼児(註)……(一時間)四才の長女(一時間)もいた(一時間)の住んでいる場所が連日、警察官なり或いは大学の教職員によつて心理的な圧迫が加えられ、それから実際にいるんな聞込なり自宅捜索(註)……(一時間)五月四日(一時間)で被告人は(一時間)八潜伏(一時間)中(一時間)なり逮捕なりということがありまして、小さい子供の寝ているベットとかおもちゃ箱まで引っくり返して数時間に亘つて捜索すると、押収物はなかつたわけですが、どうも、そういう数時間の間に生後二、三カ月の幼児の世話という

のが全く不可能になつたため、それ以来心理的にも、或いは身体的にも障害を持つたわけですが。そしてそのことが大きな理由の一つとなつて六才で小学校に入学する入学式の当日に死亡しております。で勿論同年の処分が大きい生活上の圧迫を加えたわけですが、けれども、具体的に(一時間)そういう処分と捜索、逮捕、起訴、そういう重圧が(一時間)一番(一時間)抵抗力の弱い幼児に加わつた(一時間)ということを私は絶対に許すことができない。」

再び要約にもどる。

昭和四五年一月七日付の二枚目の起訴状(通信第五号に掲載)は「(一時間)く」の字形一二個に関するものである。これは不思議なことに同年一月八日の事件直後には何の捜査もなく、前記の五月の逮捕令状、捜索令状にも対象とされていない。後に判明したことが、同年七月六日付で告訴状が出されており、この日付は評議会における処分審査開始の日付と一致する。大学当局は、ここでも被告人の身柄を拘束して処分反対の運動を圧殺し、同時に被告人の(一時間)……(一時間)象徴される表現(一時間)行為を国家権力に断罪させようとしたのである。

検察官は、たえず大学と連絡をとり合つてきた。共犯者とされる森川佳津子が(一時間)……(一時間)任意出頭要求(一時間)逮捕(一時間)ドウカツを(一時間)……(一時間)に(一時間)応じた時に松下が出頭場所に垂直方向から巡礼した問題、この起訴がせまい意味の大学斗争当事者のみならず表現にかかわる全ての人にかかわっている問題は、それぞれからも追求すべき重要なテーマである。

昭和四六年九月一八日付の三枚目の起訴状(通信第九号に掲載)

は、八九・七Vの事件について四人の被告人が一しよに記載されているが、行為の位相はそれぞれ全く異なり、併合的記述自体が成立しえない。起訴した検察官でさえ、本来は松下は起訴できない（註一）行為の意味の八V性の他に、逮捕前のリンチ、さらに研究室公判との関連で被告人が人身保護法にもとづいておこなった審問請求の経過をある程度は把握しえたこともある（けれども、松下の名を省くと起訴状がかけないから仕方なくかくのだ、とのべていた。

昭和四七年三月九日付の四枚目の起訴状（通信第十号に掲載）は四六年九月二日と四七年二月一五日の事件に関するもので、前者については直後の取調べはなく、後者の事件の際、教職員の偽証によつて逮捕されたあとで、やむをえず取調べをする、と警察官がのべたものである。前者についての告訴状は事件直後の九月二三日付で出されている（註一「く」の字形についての告訴が事件の六カ月後に、松下処分にとつて身柄拘束が必要な時期におこなわれていることと比較せよ。）が、松下の人間思想に影響をうけ、かつ、松下の無実を知っている警察官によつて、後者の段階までにぎりつぷされていたのである。（註一松下の完全な八不在証明Vは研究室の八押収留置Vされている活動ノートから明らかであり、目撃証言は虚偽ないし強制されたもの）後者については、七個のうちこの事件のみ「共謀」がない意味が重要である。罪名が「公務執行妨害」になっているのも、同じような事件の「威力業務妨害」とくらべて何かの作爲を感じさせる。

以上のように公訴内容以前の公訴提起過程の不当性が明らかにさ

的業務の必要以上に記録した公判調書を引用する。

被告人一前回公判で被告人側の補充立証として中尾証人の採用を再考されたいと申出たがその結論を聞かせられたい。
裁判長一既に却下して居るし取調べはしない。
被告人一取調べないと言ふことはその理由はどりなのか。理由はないのか、或いは理由があるが云えないと言ふことなのか。
裁判長一取調の必要がないからである。

被告人質問（第二回）に出てくるテーマは、経歴、神戸大学へきた時期（昭和三八年五月）、はじめの数年間の（「非」政治的人間という評価、大学斗争への内的かかわり、自主講座、バリエードなどで始まった。公訴事実の日付でいうと、あくまで前回のべた八時間）の軸をふまえての時間順であるが、
昭和四四年九月一日の事件について。

授業再開は論理的にも法的にもありえない。

B一〇九教室の使用の実績と成果。

授業と重なる時間帯での使用を禁止するという教授会決定は九・

一以後。

小林教官は当日、授業の準備をして入室していない。

アンケートに答えた当局寄りの学生（註一斗争主体はアンケート

自体に反対）でさえ七割は改革実現後の授業を希望。

湯浅教養部長（事務取扱）は自主講座の実行委員の一人であり、

退去通告はしていない。小林教官も当日は妨害されたと感じて

いない。そういわされはじめたのは翌年の四〜五月。

れた。十年以上にわたって公訴棄却を主張してきたことを考えると、本来、公訴提起の瞬間に主張し実現されるべきことが、十年以上にわたる実質審理をへてはじめて包括的に開始されており、その実現ははるかな未来にも（「不」可能かもしれない、という意味において八時間Vの構造の7次のラセン状のネジレが視えるような法廷であった。

検察側は、すでに被告人側立証開始以前に有罪論告を構想していたのであろうが、被告人側立証により全く窮地に追い詰められたので前年の暮に三名の教職員（黒田、堀江、桂）の供述調書を取り、被告人質問の第一回終了後にこの日の法廷へ証拠として出そうとした。被告人側が不同意すると撤回し、黒田一二（元事務長）を四四・一二・三の事件について申請し、次回までに検討してほしいとのべた。すぐに被告人が立って、検討は中尾証人についてもおこなっておくべきと要求。このためもあつてか、黒田証人は五月六日付で却下された。五月二九日付の異議申立も棄却。

*一九八一年五月二九日

〜公判記録〔抄〕

被告人は、持続的なせき髄の痛みの他に扁桃腺がはれて食事ノ発語が困難であつたが被告人質問の持続（註一不出頭すれば被告人質問をとりつけて論告に入る可能性が大きかった。）のために出廷した。

冒頭の経過は、自主ゼミ化された書記官（水谷）が（おそらく法

B一〇九の上にあるB二〇九の討論で機動隊が導入され、排除された学生を追つてB一〇九へ入つた警察官によつて、いわゆる「平穏」が妨害された。

警察官は松下をふくむ全員の検挙を提案したが大学当局は斗争の火に油を注ぐことを怖れて反対した。翌年の四〜五月は、その逆に集团的に供述に応じた。

昭和四四年一二月三日の事件について。

教授会メンバーとして出席資格がある。

前日に賃金カット通告があつたので、教職員組合員としても確認し反論するつもりで一人で出かけた。

教授会の公開は改革案で原則的に認められていた。

松下の入室は、学生の入室による閉会宣言の後である。その時に別の入口から入る森川佳津子とすれちがっている。

学生や松下に対して退去要求になつた。

閉会時には審議事項は殆んど全て終了していた。投票用紙が数枚未回収というのはどの教授会でもある。

昭和四五年一月八日の事件について。

当時、三十二カ所の教室の黒板に出現したペンキの表現の思想的

責任を松下に集約する動きがあつた。（同年一月一九日付の湯

浅から松下あて二三九万円の損害賠償請求の内容証明便を証拠として提出し採用された。）

直後の教授会で前記の請求は激しい批判をうけ否決されている。

これは全国的な抗議声明の影響でもある。

被告人は残念ながら絵の才能がなく、ペンキに関連する作業はしたことがない。

同年一月三日付で被告人が作成したピラ、なにものかへのあいさつ、を本件との関連で把握してほしい。(ピラを掲載した松上昇表現集の六七ページを証拠として提出し採用された。)

検察側の三証人、とくに加地証人は目撃内容、撮影日付について供述調書をさらに上まわる悪質な偽証を法廷でおこなっている。明石証人は五三年五月一日付の裁判所あて手紙で(第一目撃者とされているにもかかわらず)自分より証言できる人がいるから証言したくない、とのべ、上司である加地などから虚偽の供述をしいられたことを示唆している。

戸田学長は証言で、事件の翌日に報告をうけたが告訴する気は全くなかったとのべている。その後の処分段階で告訴した政治的意図がバクロされている。

昭和四五年四月八日の事件について。

この日には調査委員会の報告書が提出されているが、それまでの過程には何重もの強権的ギマンがある。(通信第八二〇号の教授会審議経過メモ参照)

この日に提出された報告書は、のちの処分審査説明書の原案といえる。(ここで、すでに提出されている処分説明書を媒介して処分理由一二項目の不当性ありえなさを詳しく批判したが量的に膨大なので掲載しない。関心のある人は今後再開が予想される人事院審理をふくむ「自主ゼミ」に参加して下さい。)

四月八日の行動は竹中証言の通りである。すわりこみ現場をかす

めたのは、直前の研究室にかかってきた電話による教授会メンバーの出席要請に応じるためであり、すわりこみ現場で働けなかったのは、物理的には会議室への通行が私服警官によって阻止され、心理的には同時に玄関から入ってきた機動隊に注目し、その導入に抗議するためである。

松下に対する退去要求はなかった。湯浅は現場にきていない。

機動隊は松下の逮捕をめぐって十分位入内ゲバした。

大学当局は松下処分と警察、検察への供述に全力を注ぐために、ふつりは四月はじめに開始する授業を五月四日から延期した。(昭和四五年年度の教養部学生便覧の学年暦コピーを提出し採用された。)この五月四日に逮捕令状が出ているのは暗示的である。

大学当局は処分を強行するために松下の身柄拘束をのぞんだが、もう一つ、あまり知られていないが重要なことをのべると、大学斗争の根本的テーマの一つである、単位制度、成績評価をめぐり、松下の担当クラスで最初の新しい成果がうみ出されつつあった。(教材、授業のやり方、単位認定権の全参加者への拡大など)四月から五月にかけて松下がシャバにいと、この成果を認め、次の年度の時間割に入れなければならない。それが永続的斗争の拠点を与えてしまうことを怖れたものたちが、どんな手段を用いても松下の身柄を拘束し追放しようとしたのである。しかし松下らの成果は、いま日本中のさまざまの大学で応用されている。

被告人の身体的条件の悪化により、被告人質問は、ここでうち切

られた。なお、この次の六・二四公判までの期間に松下は熊本大学、熊本女子大学の正規の授業に「自主ゼミ」位相で参加し、この日のさいごにのべたことを共斗者と共に実践した。

*一九八一年六月二四日

〜公判経過〔抄〕

六月二二日の東京地裁の原告本人質問に続く被告人質問(第三回は、前回の補足として、

昭和四四年九月一日の事件について九月一日付の夕刊三種のコピーを提出し採用された。立証趣旨は三紙のトップ記事の写真は全てB二〇九への機動隊導入を対象としており、同時刻のB一〇九にはふれていない。そのB二〇九の事件でさえ一人も起訴されていないのに本件のみが起訴された政治性の立証のためである。

また昭和四五年四月八日の事件に関連して前回のべた処分理由の不当性のみならず、処分過程の不当性に注目すべきこと、その際の櫻通通信第八二〇号二七〜三三ページが必ず検討されるべきことを強調した。

その後で前回に続く公訴事実ごとの被告人質問のテーマは次の通りである。

昭和四六年九月七日の事件について。

補講の前例はない。その後も中止されている。(全共斗派一掃のワナとしてのみ設定された。)

当日朝九時頃に被告人はピラを配布するために八ノ広場へ入った。共斗者と方針のズレをめぐり討論しながら。

教職員が、電話をかけた門衛所の近くへきた清水早子に自分たちの陰謀(まず一〇九へ入れてから逮捕させる)をきかれて、かの女にリンチを加えた。

それを制止する被告人にもリンチを加えた。頭からコートか布をかぶせていたので相手や移動経路は不明。(中尾証言の必要性)気がつくともB一〇九教室の窓ぎわにいた。教室の内外の感覚は不確定。

窓ぎわのむこうにピラをふくむ書類が自分のカバンからおちているので、とろうとした。窓枠のむこうは数名の逮捕のため騒然となっていた。

後から押しもたらして窓枠をこえたとき、せき髄に激痛が走り、うごけないまますわっていた。

起訴状にある「怒号」、「ピラの投げこみ」などは身体の状態から不可能。起訴状の発語内容も意味不明。

教職員が松下を逮捕させようとしたが、ピラをよみ、経過を知っている警官は拒否。あとからきた何もしらない機動隊員が逮捕した。

被告人の不当逮捕に抗議して教室内の古川和義がアジテーションをおこなない逮捕された。かれは以前に四四・八・七事件で逮捕されており、その時、こんど逮捕されたら自決するといふ母親

に、死なせないと誓約していたにもかかわらず。
（註）逮捕番号は①有本 ②今田 ③松木 ④橋本 ⑤清水
⑦松下 ⑧古川 であるが、なぜか⑥がない。また④⑦⑧が逮捕
された場所は室内ではない。）

昭和四十六年九月二二日の事件について。

△七V個の事件のうち、他の△六V個は現場付近にいたが、この
事件は△不V在であり、坂本、竹中証言の通り。
筆跡が松下に似ているというのは、仮装性の本質が追求されてい
た経過とかかわる。とくに同年七月の人事院審理の代理人問題
以降、△松下Vの被処分性（被告性をどのよう）に共有しうるか
が問われた。

△松下 昇Vは複数いる、という刺が当日△ V広場でおこなわ
れており、検察側の竹内証人でさえ、松下とよく似た人や、あ
あいう字をかく人はいくらでもいる、とのべている。

告訴状は研究室とB一〇九の双方の表現についてであるが、いず
れも全く証拠がないのに起訴は空間性への配慮から前者につい
て集約された。

有本供述（四七・三・二）証拠として採用されている）は、しい
られておこなったものであり、有本証言（五二・一二・九）通
信第八〇V号一―一三ページ参照）も、また転倒が不十分で
あると、かれの絶望を誘ったものである。供述はもちろん証言
も、このままのかたちで証拠とすることは、かれの△自死Vの
可能性を増幅させる。

昭和四十七年二月一五日の事件について。

一月末から学生は無期限ストに入っており、スローガンは学費値
上阻止と松下処分再検討（撤回など）であった。

スト破りのに大学当局が学期末試験を強行したが、起訴状にある
B一〇八教室の受験者は一人もいず、全員がボイコットした。
逮捕された場所はB一〇八教室と△ V広場をはさんで立って
る掲示板の前。数分前から紙飛行機をいくつ飛ばしたのみ。

逮捕は教職員の虚偽の通報による。直前に△ V広場で学生二
〇名が逮捕された。

学生のうち五名が建造物侵入で起訴されたが、すでに公判が始ま
っていた松下と併合すれば審理が一層難航するという判断によ
り、罪名の段階から分離した。（前年五・一五以降、立入禁止
されていたはずの松下は公務執行妨害のみ）

本件は「く」の字形の事件と同じように、斗争総体の思想的責任
を、具体的にかかわりのない人間におしつけ排除しようとする
意図から出現させられている。

四枚の起訴状にある七個の公訴事実総体について。

公訴事実の多さに幻惑されてはならない。
法的な常識では、ある身体的行為が法にふれるかどうかの水準
で判断されるだろうが、大学斗争の審理はそれでは解けない面
をふくんでいる。私は激しい行為を持続したのではなく、斗争
の一時的な高揚の波が過ぎ去ったあとで、総てのものが後退し
尽したあとで尚且つ何かをじつと追求し存在していた、そのこ
とによってのみ恣意的に裁かれ断罪されつつある。

運命とは不思議なものだと思いが、七個の公訴事実の中心にある
四番目の事件（四五年四月八日）の誤認あるいは意図的な逮捕
がなければ、それ以降の公訴事実の一切は存在し得なかった。

その意味から全ての事件について確定した過去の事実として判
断するのでなく、どのような選択、どのような方向での△事実V
がありうるか、あるべきか、を現在形あるいは未来形の問題と
して、この裁判にかかわる全ての人に考えてもらいたい。

本件は全国的な大学斗争の最後の包括的な刑事公判であり、大学
ごとの特殊条件をこえる普遍性をもつ。また民事裁判や、再開
されつつある人事院審理をふくむ人事院審理の総体と深い関連を
もっている。

検察官（西村と小浦）の七個の公訴事実に関する反対尋問は、足
許にもよせつけたいという感じで全て破砕された。検察側は、被告
人の証言の正しさに共斗してしまったともいえる。圧倒的敗北の中
で検察側は、直前の六月一七日、一九日に検察官（西村）が自らお
こなったB一〇九（旧B一〇八）付近の実況検分調書を「く」の字
形についての証拠として提出しようとし、被告人に不同意されると、
自ら証人になり検察官の尋問をうけた。しかし、その後の弁護士、
被告人の反対尋問によって破綻してしまった。被告人のさいごの質
問「あなたは前科がありますか？」に蒼白になって否定した証人
をのぞいて満場爆笑。さきほどかれが被告人の（一卵）裁判の△前V
科について質問したことへの返礼であると判ったからである。（註
）この質問は弁護人の示唆による。）

さらに検察側は、松下が逮捕し拘留されている期間の唯一の供

述調書を二・一五の証拠として提出しようとしたが、署名も捺印も
なく、内容もデッチ上げということが明白になって却下され、取調
への警察官山中徳市の証人申請も却下、異議申立は棄却された。
その後、裁判長は九・七について、左陪席（笹野）が九・二二に
ついて補足質問し、それぞれの関心のかたちを開示しつつ、被告人
の証言に△納得Vした。

閉廷後の（自主ゼミ）で、被告人の証言中に、在廷する被告人側
証人の一人がコップに水を入れて証言台においたことが、一九七〇
年夏の岡山の△水一杯で粉砕されたV人事院審理との関連で問題に
された。（あなた）は、どのように問題とするか？

*一九八一年七月八日

△公判経過〔抄〕

この日は検察側の論告の予定であったが、主任検察官（西村）は
出廷しておらず、論告作成中とのことで、かれらの動揺と混乱が開
示された。

出廷している検察官（小浦）は二・一五事件の立証のために事件
直後の柳川高明の供述調書を刑訴法第三二一条第一項第二号の書面
として提出したが、弁護士が「精神もしくは身体の故障等によって
供述できない場合に当たらない。」と批判して裁判長は却下、異議
申立も棄却。小浦は「これで論告をかきかえなければいけなくなっ
たから」と休廷を要請し、西村（ら？）の作業している検察庁へも
どった。

再開後、こんどは西村が「極めて重要なことについて被告人を尋問したい。」と発言。

被告人(松下)「尋問のテーマと必然性をのべてみよ。検一「問一答でやりたい。」と発言。

裁判長「(証人席でなく)被告席でいいから質問をきいてみては? 被一その前提について検察官が答えるべきであり、そうでない限り一切の質問に答えない。(右陪席は、もっともだという風に何度もうなづく。)

裁判長「(一方的に)「竹中にはじめて会ったのはいつか?」とメモをよみ上げる検察官にむかって)被告人には答えない権利があるからムリですなあ。(註一ここでも被告人と証人との差を感じざるをえなかった。証人ならば、証言拒否できず、前記の質問のむこうにあるテーマにすぐに対決するのは極めて困難であつたらう。法的被告人であるために、この困難さからバリエーションをはり反撃の時間を獲得しえたことの意味を仮装被告性の深化のためにも対象化し続けねばならない。)

検一それでは(と負いこんで)本日付で次の証拠請求をする。

①名古屋地裁における被告人||竹中千恵子の公判において松下昇が証言した速記録をふくむ

昭和五二年五月一六日、六月二四日、七月二二日の公判調書(刑訴法第三二二条二項による。)

②同じ公判の被告人質問の速記録をふくむ

昭和五四年六月一日、七月六日の公判調書(刑訴法第三二八条による。)

③松下昇に対する名古屋地裁の昭和五四年三月一四日付の監置決定と、抗告棄却決定(刑訴法第三二三条一項による。)

仮装被告(団)は思わざうなつたことを否定できない。それは検察側が①、②によって、南山大学斗争(昭和四六年六月一六日)以前に松下と竹中は殆んど出会っていないはずだから、その日付以前の事件(一・八や四・八)についての竹中証言と、それにもとづく松下証言は信用性がないとし、③によって松下は岡山のみならず名古屋でも(一卵)を出現させているから神戸の二・一五でも同じ行為をしたはずである。と主張する時の法的重要性のためではない。

あらゆる(一)公判過程の併合と、法的有罪性のむこうへの突出は仮装被告(団)が最初から主張してきたことであるから。思わざうなつたのは、追いつめられた国家権力が最終的に、私たちの主張へ逆方向から八共斗Vしてしまふまでの、世界を包囲するヴィジョン群が、これほど突然に出現するとは予想していなかつたからである。(註一③については通信第八一V号七一四ページ参照)

この証拠請求が論告と同一日の法廷でおこなわれたことも、すさまじい何かの喩である。

このような位相を生かすために、被告人は前記①、②、③は松下、竹中をふくむ全ての関係者を、この法廷へ召喚し証言させる場合にこそ意味をもつ、と主張した。

裁判長は、これに対し①、②を採用し③を却下する決定をおこなつた。③について検察側が異議を申し立てたが棄却。

以上の経過をふまえて論告の朗読が開始されたが、直前までの激

*一九八一年七月二九日

公判経過〔抄〕

七月八日付の論告の構成は次のようなものである。

第一 事実関係

一、七個の公訴事実の要旨
二、被告人は全面的に否定しているので、次のように有罪を主張する。

三、8・四四・九・一 1. 検察側証言 2. 坂本証言 3. 被告人の主張 4. 威力について

四、8・四四・一二・三 1. 状況 2. 行動 3. 威力業務妨害の判例 4. 本件への適用 5. 建造物侵入論

五、8・四五・一・八 1. 検察側証言 2. 信用性 3. 損壊論

六、8・四五・四・八 1. 検察側証言 2. 威力業務妨害の成立 3. 竹中証言 4. 被告人の主張

七、8・四六・九・七 1. 検察側証言 2. 共謀論 3. 建造物侵入の判例 4. 浜本証言 5. 被告人の主張

八、8・四六・九・二二 1. 検察側証言 2. 竹中証言と被告人の主張

九、8・四七・二・一五 1. 公務論 2. 暴行の事実 3. 故意性

(……)以上検討したところ並びに証拠に現われた諸般の事情を総合考慮し、相当法条適用の上、被告人を懲役二年に処するのを相当と思量する。」

第二 情状

- 一、犯行の動機目的は酌量の余地がない。
 - 二、犯行態様は悪質で、役割は主導的。
 - 三、被害者は被告人を宥恕していない。
 - 四、被告人は卵に関する前科がある。
 - 五、反省せずに意図的弾圧であると非難し、「仮装被告団」によって現行法秩序に挑戦している。
- ### 第三 求刑 懲役二年

これに対する最終弁論は仮装被告(団)の原案にもとづき、七月二九日付のタイプ様式で法廷に提出された。その構成と、いくつかの註をここに掲載する。

第一 公訴棄却の申立(註一)論告批判であるのみならず、この申立の根拠づけでおこなうという位相。四・八上野被告人に対する論告の逆用。最高裁のチッソ水俣事件の、川本被告人に対する公訴棄却決定への言及)

第二 論告の批判

- 一、各公訴事実について(註一七)の事件について論告の範囲に関する全面否定。構成要件の事実が存在せず、違法性が阻却されている。)
- 二、七月八日付の検察側証調請求の批判(註一)在廷する竹中証人の証言が「最終弁論および最終意見陳述の前提条件かつ構成要素である。」という原案の(一)行は弁護人によって削除されている。)

七月二九日は被告人が最終的に意見をのべうる最終法廷であった。開廷直後に被告人はこれまでの証言速記録、とくに被告人側証人のものについて、公判調書の記載の正確性に対する異議申立を、各証人からの申立書を包括しつつおこなった。裁判長の判断は明確な誤記三カ所を除き、他の数十個所は全て、前後関係から判るし、判らないにしても速記原本を尊重して訂正しない、というものであり、表現主体が意図した言語ではなく、法的に記録された言語のみを評価するという裁判(官)の倒錯こそが、私たちにによって明確に記録されなければならない。

被告人の次の発言は、弁護人による最終弁論の朗読に続く被告人最終意見陳述の記録者要請に關してであった。これは前記の倒錯を転倒していく方向性と、遠方から出廷している仮装被告たちの具体的本質的参加の契機の創出を意図していた。この日は、それまでの公判において記録をとることを認められていた野村氏(京大)のやむをえない不出頭という条件もあってか、検察官の反対にもかかわらず、合議の上で裁判長は一人に限ってこれを認め、矢野氏(静岡大)が弁護人席で記録した。傍聴席の元吉氏(熊本女子大)や竹中証人も、さまざまな方法で(記録)をとった。

被告人の「最終意見陳述」書は、これらの共闘によって数日後にまず基本的表現として提出されていく。「まず」というのは、「最終意見陳述」の前提かつ構成要素としての竹中証人の最終証人申請が却下、異議申立も棄却されたために、竹中証人が九月三〇日に名古屋高裁でおこなう被告人質問の記録をこの「最終意見陳述」書に併合し、同時にあらゆる仮装被告(団)からの自己の「最終法廷」へむけての表現を併合して行くことを宣言しているからである。

三、情状について(論告のいう情状把握の水準、方向性の批判。本件に影を落している重大な死者について。「公訴事実については生き続けている被告人らが十分に反論しうるとしても、反論しえないまま死刑以上の死を与えられている存在のあることを忘れてはならない」)

第三 論告が指摘をさせている領域における積極的反論

- 一、本件に至る過程における大学当局の態度(註一)団交の確約や改革案の実質的破棄、松下処分の手続違反や警察・検察との共謀による追放策動、法廷における数多くの偽証など)の批判および各公訴事実が審理される場合の倒錯の指摘(註一)その典型的な例として、二・一五事件の検察側三証人は「当時の興奮状態から被告人が卵の出現に思想的にかかわっていることと、実際の行為のちがいを無視し、かつデマを信じて、被告人の投げたかのような錯覚を生じ、後に供述調書をとられると、それが事実であるかのように逆に信じてしまったといえる。また誤りに気付いても、それを公表しなくなかったのである。」)
- 二、本件が公訴棄却に相当することについて(註一)冒頭の申立への包囲的(一)周。この(一)周には(一)周の重さがこめられているが、法の枠内での公訴棄却は、一つの勝利ではあるとしても法に自己否定と逆の側面を与えかねないし、たとえ被告人の死をふくむ、裁判権の及ばない領域への飛翔によって公訴棄却になったとしても、それだけでは公訴を出現させる現実的構造の解体にはなお遠いという苦痛を私たちは忘れてはならないだろう。)

このような表現の位相であることを明確にしつつ(一九八一年七月二九日)付の松下昇(未)字をふくむ仮装被告(団)からの基本的表現としての「最終意見陳述」書の構成と註を次に記す。この構成と註は、原本についてのそれというよりは原本の持続であり、前記の併合されて行く表現群や、それぞれの段階の表現の部分的(全体)的掲載や応用の過程を包括して、それらの総体が「最終意見陳述」書としての原本性を創出していくのである。この方法が法的被告性を転倒する方法の喩であることに(あなた)が気付いたならば、いつでも「最終意見陳述」を仮装被告(団)として提起していただきたい。

「最終意見陳述」書

(…)

一、私にとって「最終意見陳述」とは何か。(註一)この項目では、公判開始以前の表現も、すでに「最終意見陳述」であることを指摘している。「仮装が不要になったとき仮装の罪で処刑されてもよいか?」(八六甲V第五章)。

公判開始直前の同位相の表現として注目すべきものは、

①その原本が研究室から大学当局によって留置されている一九七七

〇・七・三一付の(裁判)を一つの比喩として展開されつつある闘争に関するレジュメ(裁判所には「あんかるわ」第二六号)のコピーを提出。

公判開始以後のものとして、特に

②その原本が第一回公判調書と垂直交差する未完了の制裁調書に

とじこまれている一九七〇・一二・二四付のビラハ仮装として
の被告とは何かV―裁判所には八第三領域V第1号のコピー
を提出済。

③(非)存在斗争に関する一九七四・一一・二八公判における意
見表明と、それを文書化して提出した一九七五・二・二一
付表現。④裁判所には上原被告人がもつ表現の対を提出済。

④それぞれ裁判官の交代を契機として相互の横断性―審理の力次
性にふれた

一九七五・六・四岡山地裁と一九七五・九・一二神戸地裁にお
ける意見表明。―裁判所には「五月三日の会通信」第一九号の
コピーを提出。

⑤その作成し提出し掲載し提出過程をふくめて激しい斗争でもあ
る一九八〇・七・八付の「冒頭陳述」書―裁判所には原表
現時の楔通信第八二V号提出済。

⑥
それぞれの表現の出現や掲載にかかわった人々は、いま表現の原
本性にどのようにかかわりうるであろうか。また、それらの表現に
出会っていない人たちが、「最終意見陳述」書への共闘を提起した
いがある条件のない人たちに、どのように出会って行くべきであろ
うか。これが切実に、かつ「最終的に私たちに問われている。」

二、共謀について。

(註―この項目ではまず起訴状と論告で、七個の事件の共謀の対
象がどのように変化し、その理由が何であるかを分析している。
たとえば一二・三と四・八についての論告は起訴状にあった森川

その直後に「私にとっての真の意味の共謀は、まだ成立していな
い。」と続く。そして、その絶望をこえて被告人を支えてきた斗
争から遠くにあるように見えるものたち―生まれればかりのもの、
まだ生まれていないもの、永遠に巡礼したもの、を含む―との共
謀の希望が語られている。)

三、被害―責任―感謝について。

(註―この項目では、論者が「被告人は他人に及ぼした被害に思
いを至すという姿勢を全く欠いており」とのべていることへの反
論からはじまり、気付かないうちに、存在するだけで他者に与え
てしまふ苦痛の問題が六十年代の深い眠りの季節に開始された自
主講座のとりくんだテーマの一つであり、斗争過程においても、
この原則を持続してきたことを明らかにした。また関連するテー
マとして一九六九・八月のハバリケードの表現Vにある敵でも
味方でもない、ある圧倒的な力によって問題提起の正しさが湾曲
していくのではないかという一瞬おとずれる感覚Vを想起してほ
しい。

被害という概念を論告と逆方向で追求する場合、一九七〇・一
・五付の被告人のビラハ祝福としての0点Vのハ祝福V性こそが
権力という以上の何かの激しい怒りを引き出したこと、これは公
訴理由にならなかつたが、その度合だけ処分理由になつてい
ると、このビラは教養部広報第二二号六九ページに写真入りで掲載
されているのに、全く同時期の同位相の表現ハなにかへのあ
いさつVは、その存在さえ言及されていないことなどを追求作業
の媒介にしていく必要がある。

佳津子を削除しているが、一二・三についてはかの女に対する
8・五〇・一〇・二七付の無罪判決の影響であり、四・八につ
いては森川や松下の誤認逮捕を認めざるを得なくなっているか
らである。さらにいえば、一二・三の被告人である橋本、榎木
や、当時の松下の共闘者で別事件の被告人である勝川、上原と
いう人たちが、一二・三教授会よりもはるかに重要な四・八教
授会に関する行動の被告人でなく、すわりこみ参加者でさえな
い意味を考える必要がある。四・八については誤認逮捕を契機
とする大学II検察の共謀こそが問題である。証拠として却下さ
れた検挙状況―一覧表のコピーを添付。

二・一五については「起訴状、論告ともに共謀と記すことが
できない。思想的にはバリエードの原点IIハV焼という位相
で被告人が卵の出現にかかわっている本質と、身体的具体性の
ズレに検察側はやつと気付いたのである。共謀と記せば、逆に
到底立証不可能な課題を背負うことになるという怖しさにも。
思えば、この気付き方は、第七番目の事件についてかろうじて
なされているとはいえ、本来、七個の事件についてあてはまる
のである。」

検察側の共謀論批判は昭和五六年一月二八日付の上原被告人
に対する論告に出てくる共謀の概念規定に対してもおこなわれ
ている。ここでは、現場にいるハ無V関係な者同志も、検察官
が同じ効果を生じさせていると認めさえすれば共謀者とされて
しまふ論理が語られている。この共謀論の批判と逆用は、前記
の一・二八法廷から退廷させられ反論の場をもち得なかつた上
原被告人へのささやかな、しかし確実なあいさつでもある。

被告人に責任があるという構造は、法的な意味を転倒した位相
では(無)数のテーマについて最大限にある。つねに(審問)法
廷の場で、被告人はそれを問ひ、それに答え続けてきた。(あな
た)が、(被告人)質問の季節Vの恒常性からこの(審問)法廷に参加
するならば、いつでもこの問答の声をきくはずである。

感謝というものは、このような自分でも、すでに十年以上も、あ
らゆる方法で見守られ、支援されているという驚きと境界を接し
ている。

ある意味では最も責任の重い被告人を、気付かないうちに支え
た人々も多いであろう。一例をあげると被告人が一九七〇年五月
に不当逮捕された時、大学斗争の共闘者の他にハ一般刑事犯Vの
人々がハ抗議Vのハリストをおこなったが、被告人がそれを知っ
たのはずっと後である。「このハおくれVの意味を、かれらの
ハ飢餓Vの深さを共有し転倒する過程で生かしていきたい。」

四、証人の問題。

(註―本来、被告人側は(無)数の証人を提起する必然がある
が、一つには裁判所の訴訟指揮により、さらには、かつての共斗
者たちのかかえる困難さのために可視的には検察側証人より少い。
ただし、被告人側証人の各人にとって「斗争現場は決して固定さ
れた過去形のものでなく、未来に創出していく不定形として存在
する。」と共に、ハ斗争V自体が対権力のみならず全幻想領域の
矛盾と苦痛にわたっている点において、これまで存在しなかつた
領域を切り拓いているといえる。これは却下された証人や、証言
したくない証人をふくめてそうであるし、裁判の枠を突破して今

後も追求すべき方法的根拠である。第80V号一九ページ後註二参照)

五、職業について

(註一被告人に関する四枚の起訴状に記述された、権力からみた場合の職業の変化をのべ、七月八日の被告人質問に際して裁判長への答へ仮装被告(団)の仮装労働によって生計を立てている一を媒介して、判決は被告人の職業をどのように規定するか、という問いを投げかけている。「ここには制度のみならず表現ジャンルや職業概念をふくめて、人間が言語をもって以来の全ての問題を問ひ直した大学斗争の本質が開示されている。」)

六、訴訟費用について。(また罰金刑拒否について。)

(註一訴訟費用の支払いの根拠と能力をもたないことから発して保釈金制度や実刑について論じている。法廷で裁判官が一瞬凍りついたのは、有罪に確信と責任をもつなら罰金刑でなく懲役刑を選択せよ、執行猶予は不要、実刑は怖れていない、と被告人がのべた時であった。私たちの「審問」法廷では、△裁判官△も△検察官△も△弁護士△も△証人△も△傍聴人△も△無関心者△も△支援者△も同じ△刑△に服し、同じ△獄△をくぐるのは当然である。これが今すぐ実現しないことの落差こそが革命の根拠の一つと云ってよす。

パレードや身体との関連でも実刑の意味がのべられているが、くわしくは、原表現を「あなた」と共に持続する過程で追求したい。また、時の楔通信第80V号二六〇三二ページは、訴訟費用

と実刑についてふれているので参照していただければ幸いである。)

七、大学斗争とは何か。

(註一全文を引用したいが、あえて別のウィジョンを列挙する。

一つは、被告人はせまい意味で大学斗争と呼ばれるものの範囲内で発想し行動してきたのではない、ということである。△六甲△の序章が掲載された「試行」第五号一九六五・十一には六十年安保斗争の被告人、常木守の「最終意見とはなにか」が「心的現象論」の第一回と共に掲載されている。また被告人の公訴事実や処分の日付けは意外なほどに、いわゆる大情況の政治的事件と対応している。

たとえば、

一九七〇・四・八の第一回逮捕はハイジャック「よど」号事件と、

一九七〇・十・一六処分十一・七「く」の字形起訴は三島事件と、

一九七一・九・七斗争は、人命の抹殺をふくむ党派斗争や三里塚斗争の激化と、

一九七二・二・一五△△は、連合赤軍事件の開示と…。

被告人らは前記のような対応を深く意識し関連するテーマ群を必ず包囲し止揚しようとしてひそかに決意しつつ、△ささやかな△試みに没頭してきたということが出来る。その成果は、まだまだ萌芽状態であるとしても。

もう一つは、天体の動きを、私たちに對して直角に動く運動と、

視線方向の運動に分けて考えると、遠くの星雲の場合、知ることが出来るのは視線方向の速さだけである、とのことである。しかも距離に比例して速さかっているため、次第に速度を増し光速で速さかする星雲のむこうには、たとえ星雲があつたとしても見ることはできない。私たちのかつての△斗争△からの速さかり方、かつての△共同△者それぞれ、それぞれからの速さかり方と関連づけるには、あまりに壮大な対象かもしれないが、その速度を何かで交換できないか、とか、宇宙が膨張と収縮のリズムをくりかえしうるとして、それに意志的に参加することはできないか、と考えるまざるをえないほど、私たちの△速度△が増しつづつあることは確実である。

さらに、もう一つは、七月二九日の法廷で被告人が「最終意見陳述」をおこなっているとき、手にメモをもっていたが、眼はメモのむこう、法廷のむこう、第一審第三審判決の後に本格的に展開される「審問」法廷をみつめていた。そのむこうをみつめようとしながら…。

Ⅲ・先行する判決群

被告人Ⅱ松下山の公判における判決の前に、どのような判決群があるかを展望する。

いりまでもなく、神戸大学Ⅱ大学斗争の全過程は、どの時期、どの瞬間をとり上げて、国家Ⅱ大学にその意図があれば、起訴→公判→判決に至る可能性をもっている。とりわけ一九六九年八月八日のパリケード解除以降の△正常化▽過程においてそうである。従って判決群の包括的把握という場合、あくまで権力によって可視的になっている永山の一角であるという点に注目する必要がある。

その上で各事件の概要と判件のうち、把握しうる領域を記して行く。

一九六九・三・一から三・二にかけて、教養部を中心とするパリケード解除を目的として日共神戸地区の学生、労働者などが大学の近くで集会しデモをおこなった際に、教養部ストライキ実行委員会および各党派の地区指導者が、日共の地区指導者をB一〇九〇研究室内で糾弾した事件で、起訴状では監禁、傷害の罪名がついている。被告人は少くとも砂川、池谷、橋本(学生)と、沢、土方(各党派の地区指導者)。砂川被告人については早い段階で判決が出たが、執行猶予という他は詳細不明。あと四人の公判は刑事五部で結審が近づいている。松下も現場へ付近▽に存在した責任がある。

一九六九・七・一二 機動隊の演習場における全学集会粉碎斗争。参加者千名以上。逮捕者七四名、起訴された者八名のうち、六名

は早い段階で懲役三カ月、執行猶予一年を平均とする判決が一審で確定。筒井、勝川(藤原)のみが持続的に公判斗争をおこない(通信第Ⅷ1V号、第Ⅷ2V号参照) 一九八〇・一二・一九に威力業務妨害についてそれぞれ罰金五万円の判決で確定、全学集会は業務ではなく、多数の参加者のうち、一部のみが、しかも逮捕後に生じた事件の責任をふくめて起訴されていることを批判した被告人側の公訴棄却の主張は、「全学集会は業務であり、起訴の選別は原則として検察官の判断に委ねられている」という形式論理によって却けられた。

一九六九・八・七 封鎖解除の出動準備をおこなっていた機動隊への先制攻撃として神戸大学構内から運び出した机、ロッカーなどで六甲登山口の道路にバリケードを構築し、火焰ビン、鉄パイプで武斗した事件。罪名は往来妨害、兇器準備集合、公務執行妨害、傷害。被告人は関西の教大にわたる二二名で神戸大学からは少くとも五名。早い段階に分離した一名はその後、民青キャップになり、あとの人々も樺嶋弁護士辞任後、それぞれ外的にも困難な公判を続け、松本耕二ら一名は、一九七七・二・二二に懲役一年と一年六月、執行猶予二年の判決(刑事二部)をうけ一審で確定した。

なお、この事件の際に、松下は物理的な武装による出撃はしなかったが、バリケード空間の研究室に△▽人残り、△現場▽を対極で共有したという経過が、処分理由とされて行く。以後の各事件についての概略は、殆んどこれまでの通信に掲載されているので省略し、次のページで事件群と参加者のリストを包括的に開示した後、松下の公訴事実と関連する判決群を分析する。

一九六九・三・一(対日共)	△	松下	森川	橋本	清水	上原	樫木	勝川	古川
七・一二(全学集会)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
八・七(六甲バリ)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
九・一(B一〇九)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
一一・八(期末試験)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
一二・三(教授会)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
一九七〇・一・八(▽)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
四・八(教授会)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
一九七二・四・二八(五・一九)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
(B一〇九)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
九・七(倉沢補講)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
九・二二(研究室)	△	←	←	←	←	←	←	←	←
一九七二・二・一五(△▽燒)	△	←	←	←	←	←	←	←	←

註

○は起訴
△は参加、タは逮捕
勾は勾留中を示す。

このリストは神戸大学斗争の起訴にかかわる日付を全て含んでいるが、人名は松下の判決に直接かわるものに限定した。
参加の過程が、ある段階で不可視になる意味、勾留との関連などこのリストから追求して行くべきテーマは多いが、より正確なリスト化をめざしつつ共同作業でおこなって行きたい。

松下の公訴事実にかかわる判決群は全てについて、すでに出ているが、次の通りである。

十二・六

一九七四・〇・九 古川和義

一九六九・八・七事件と一九七一・九・七事件が、被告人の八分離Vのため事件として八併合Vされており、懲役二年、執行猶予三年が一审で確定。(刑事四部、大塚弁護士II国選) この判決は、松下の公判へ、八九・七Vの共謀を認めた判例として検察側から提出されているが逆に八八・七Vへのひろがりも与えてしまった。

一九七四・一〇・二五 上野恵司

一九七〇・四・八事件について、罰金三万円が一审で確定。(刑事二部、丹治弁護士) 検察官山下のs・四九・八・二三付の公訴棄却要求否定論は、松下に関する最終弁論で逆用されている。

一九七五・四・四

一九七二・二・一五に松下と同時刻に八V広場で逮捕された二〇名のうち、青木昭憲、林博史、田中保、青木博、高村慎吾の五名。それぞれ罰金一万円が一审で確定。(刑事三部、丹治弁護士と分銅弁護士) 罪名は建造物侵入で、公務執行妨害の松下と罪名の段階で、すでに分離されていた。

一九七五・一〇・二七 森川佳津子

四人とも執行猶予二年(刑事三部、分銅弁護士)。被告人側に控訴の意志はなかったが、検察側が控訴した。これは上原、松下の公訴事実と審理過程と深くかかわっている。

なお、榎木、橋本両被告人は、それぞれ街頭斗争などの確定前科があり「罪名での併合」という権力による発想のひろがりを感じられるのに対し、被告人側がむしろ立ちおくれれていること、ないし私たちがその把握へとどいていないことが残念である。

一九八一・二・四 上原孝仁

一九七一・四・二八事件と一九七一・五・一九事件について、裁判所が宣告しようとした判決内容は、前記の橋本和義についてと同じであるが、宣告前に仮装被告(団)を通じておこなわれた忌避申立に対する最高裁決定が宙吊られ続けているため、本質的に判決は不可能である。この二・四に至る公判過程は、あらためて論じなければならないが、その必要性をふまえて、権力の論理(感性による)一・一判決と二・四判決の比較をしておく。前者では被告人らは「松下昇の理念に同調する学生であった」とされているが、後者では削除されている。斗争過程をよく把握している者ならば、これは逆であると考えられるかも知れない。松下の八V焼や、(卵)裁判をふくめて、神戸大学の学生として最後まで松下と共闘してきたのが上原ではないかと。しかし裁判所にとっては、事実経過自体よりも、審理過程が重いし、それしか視えないのであろう。この無意識の転倒は、批判されるべきであると同時に、裁判官も遂に上原と松下でなにかのとりえ方が決定的にちがうという審理過程を一つの

一九六九・一二・三事件については、共謀の立証がなく、入室時には教授会は終了していた、として無罪。

一九七〇・四・八事件については、反証の八断念Vもあり、前記の上野被告人についての判例の影響もあって、罰金三万円が一审で確定。(刑事四部、丹治弁護士) なお、判決公判に被告席に八二V名の八森川佳津子Vが出現し、一人が八石つぶてVを裁判官席に投げたとして退廷させられたことは特筆に値する。

検察側

また、なにかを感じとった裁判官の判断で判決後五年しかたわず、共同被告人の公判が持続中であるにもかかわらず、全ての訴訟記録が破棄されていることが、記録の謄写申請をした時に判明した。

一九八〇・一一・一一 四人の被告人

一九六九・一一・八事件について橋本和義は事実誤認II現場にいた別の赤ヘル学生と混同されたことが認められて無罪。

一九六九・一二・三事件について橋本和義は威力業務妨害のみ懲役一月、建造物侵入は無罪。榎木善純は入室がおそいなどの認定で完全無罪。

一九七一・四・二八事件について橋本和義は威力による妨害はないとして無罪。

一九七一・五・一九事件について橋本和義は威力業務妨害と暴力行為等処罰に関する法律違反で懲役三月。

一九七一・九・七事件について松木陽介と今田裕相は建造物侵入と威力業務妨害で懲役三月。

◇ 訂正 ◇

現実とみなし、斗争段階でもそうであったという逆仮装を感性にまとってしまったのだ、という示唆を与える。この示唆を飛翔させるか、この示唆に屈服してしまいか、こそが、いま法的被告人の一人一人の仮装性II本質性に問われている。

時の楔通信第A2V号に、次の校正ミスがあるので訂正します。

- 一 一ページ上段右から十行目 「評議」↓「評議会」
- 一 五ページ上段右から五行目 「をふくむ仮装被告(団)の右側に傍線を引く。」
- 三 二ページ上段左から三行目 「註」↓「編集者註」
- 三 二ページ下段左から十行目 「経過で。」↓「経過で、」
- 四 二ページ上段右から三行目 「a」↓「a」